

新すまいRoom保険 A

賃貸住宅に入居する際の
様々なリスクを補償する
安心の家財保険です。



居住用賃貸住宅にお住まいの方を対象とし、
お客さまの家財の補償に加え、家主様、第三者
への賠償責任の補償もセットにした保険です。

事故受付
時間
24
365日

身近な事故の
予防事例あります！
(P8～10)



INDEX

お申し込みの流れ	P 1	事故を防ぐために	P 8～P 10
商品のご案内	P 2～P 4	ご契約の中途解約について	P 11～P 13
保険金のお支払い例	P 5～P 7	重要事項説明書	P 14～P 19

お申し込みの流れ

保険加入お手続きシート

この書類は、保険契約手続きの流れをご説明する書類（フローチャート）です。インターネット申込手順書に従って登録内容をご確認のうえ、以下の流れに沿って、お客様ご自身でご意向を確認のうえ、お申し込みください。

STEP 1

お客様の当初のご意向・ご希望の確認（簡易アンケート）

- ✓ この保険は、賃貸住宅の入居者を取り巻くさまざまな危険に対処できる保険商品です。お客様のご意向に合致していますか？
- ✓ お客様の賃貸住宅に適した補償プランをご用意しました。この補償プランは、お客様のご意向に合致していますか？

ご意向に合致している場合は、ステップ2にお進みください。

ご意向に合致していない場合は、別の補償プランをご案内しますので、代理店または弊社までご連絡ください。（代理店名はインターネット申込手順書に記載）

STEP 2

保険商品および保険契約内容の把握・理解

「パンフレット」および「重要事項説明書」の記載内容を正確に把握し理解してください。

保険商品に関して質問がある場合は、代理店または弊社までご連絡ください。（代理店名はインターネット申込手順書に記載）

STEP 3

お客様の当初意向と最終意向の確認・ご記入

お客様の当初意向と最終的な意向（保険申込内容）を振り返りのうえ、意向が一致していることをご確認ください。

ご意向に合わない場合やご不明点等がございましたら、代理店または弊社までご連絡ください。（代理店名はインターネット申込手順書に記載）

STEP 4

保険商品ご契約のためのお手続き

- 保険申込内容を再度チェックし、その内容が正しいことをご確認のうえ、「登録する」ボタンをクリックしてください。
- 保険料は、インターネット申込手順書記載の方法でお支払いください。

お手続きありがとうございました。

完了

ご契約が有効に成立する場合、保険始期日の翌月の上旬にSMS（ショートメッセージ）等でお知らせいたします。紙の保険証券をご希望の場合は引受保険会社までご連絡ください。

引 受

ジャパン少額短期保険株式会社

住所：〒108-0073 東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

電話番号：0800-300-9888（通話料無料）

商品のご案内 新すまいRoom保険A

家財の補償

自身の大切な家財に損害が発生した場合のサポート

次のような事故によって家財に損害が生じた場合、保険金をお支払いします。



1 火災



2 落雷



3 破裂または爆発



4 給排水設備に生じた事故又は他人の戸室で生じた事故による水漏れ



5 風災・ひょう災・雪災



6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊



7 騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議



8 家財の盗難



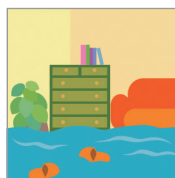
9 通貨の盗難



10 預貯金証書の盗難



11 いたずら



12 水害

賠償責任の補償

貸主様や第三者へ損害を与えてしまった場合のサポート

次のような事故によって法律上の賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。



家主様向け

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより居住する住宅が損壊した場合で、お客様が貸主に対して法律上の責任を負った場合、その賠償責任を補償します。



第三者向け

居住する住宅の使用または管理に起因する偶発の事故、日本国内での日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合その賠償責任を補償します。

費用保険金等

住宅内での様々なリスクに対して、幅広くサポート

以下は費用保険金等の一部を抜粋してご紹介しております。
全ての費用保険金等の詳細は、次ページをご確認ください。

家財の損害にともなう費用保険金等		保険金をお支払いする場合	1事故につき、お支払いする保険金の限度額等
	持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で前頁①～⑧の事故によって損害を受けた場合	50万円または、保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに、30万円を限度
	臨時費用保険金	前頁①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金の5% 30万円を限度
	緊急避難費用保険金	前頁①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	損害保険金の5%を限度 ※事故日から30日以内に 対応する費用
住宅や設備の修理、交換にともなう費用保険金		保険金をお支払いする場合	1事故につき、お支払いする保険金の限度額等
	修理費用保険金 ※死亡事故にともなう修理費用保険金は、以下の「万一の死亡事故に備えた費用保険金」欄をご確認ください。	前頁①～⑥、⑧～⑪の事故により住宅に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります。	100万円を限度
	水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	10万円を限度
	洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	100万円を限度
	ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	100万円を限度
	便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	100万円を限度
	浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	100万円を限度
万一の死亡事故に備えた費用保険金		保険金をお支払いする場合	1事故につき、お支払いする保険金の限度額等
	修理費用保険金 ※死亡事故に伴う修理費用保険金	住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者の法定相続人が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	50万円を限度
	遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	30万円を限度

家財保険

保険金等の種類		保険金等をお支払いする場合	お支払いする保険金等の額	保険金等をお支払いできない主な理由
損害保険金	①火災		損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごとに30万円限度)	・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ・家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
	②落雷			
	③破裂または爆発			
	④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
	⑤風災・ひょう災・雪災			
	⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊			
	⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
	⑧家財の盗難	家財	損害額：1事故につき50万円を限度 貴金属等は1個(組)ごとに30万円限度	・持ち出し家財である自転車の盗難 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	⑨通貨の盗難	通貨	1事故、1世帯ごとに20万円を限度	
	⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	1事故、1世帯ごとに200万円を限度	
	⑪いたずら	第三者によるいたずらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合	1事故につき30万円を限度	
	⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%：1事故60万円を限度	
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	保険金額×5%：1事故30万円を限度	
持ち出し家財保険金		家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合		1事故につき50万円または保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度	
臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合		損害保険金×5% 1事故につき30万円を限度	〈洗面台交換費用保険金〉 ・洗面台以外(洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等)の破損または汚損 ・器具内部の破損または汚損
修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限りす		実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	・器具内部の破損または汚損
水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます		実費：1事故につき10万円を限度	
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合		保険金額×5%	〈便器交換費用保険金〉 ・便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用		実費：1事故につき3万円を限度	
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用		実費：1事故につき3万円を限度	・器具内部の破損または汚損
残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用		実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	
近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合		被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	〈浴槽交換費用保険金〉 ・浴槽以外(洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア鏡、収納器具、照明器具、水栓器具など)の破損または汚損
緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用		実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	
洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	・器具内部(浴槽のエプロンカバーの内部を含む)の破損または汚損
ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)		実費：1事故につき100万円を限度	
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	・詰まりによる破損または汚損 など
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合		実費：1事故につき30万円を限度	
損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用		実費	

※1事故において、全ての保険金(損害防止費用を除く)の合計が1,000万円を超える場合には、1,000万円を限度にお支払します。また、貴金属等以外は再調達価額、貴金属等は1個(組)ごとに30万円を限度とし、時価額基準でお支払い致します。

賠償責任保険

保険金等の種類	保険金等をお支払いする場合	限度額	保険金等をお支払いできない主な理由
賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額 (法律上の賠償責任の額) 1,000万円を限度	・ご契約者や被保険者の故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など

※1事故においてお支払する保険金は1,000万円を限度とします。

保険金のお支払い例

家財の損害



保険金をお支払い する主な例

火災を起こし、家財 が焼失してしまった。

火災による家財の
損害を補償致します。

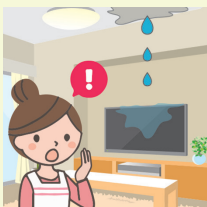


隣室からの火事による延焼で、 家財が焼失してしまった。

類焼による家財の損害を補償致します。

上階からの漏水で テレビが故障してしまった。

他人の戸室で生じた事故による
水漏れによる家財の損害を補償
致します。



台風でガラスが割れ、雨が吹き 込み家財に損害が生じた。

風災による家財の損害を
補償致します。



デパートでひったくり被害に あい、カバンを盗まれた。

一時的に持ち出された家財が、他
の建築物内で盗難等の被害にあい
損害を受けた場合は、持ち出し家
財保険金をお支払致します。



※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用
される建築物内を除きます。

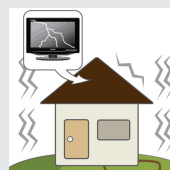
※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。



保険金をお支払い できない主な例

地震により、テレビが倒れ、 破損してしまった。

地震による損害は、補償の対象外と
なります。



隣室からの火事による類焼で、 駐車場に置いていた車に損害が 発生した。

自動車は家財保険の目的には含まれな
いため補償の対象外となります。



雨漏りでテレビが、 故障してしまった。

雨漏りによる家財の損害は、
補償の対象外となります。

窓を閉め忘れた為、雨水が吹き 込み家財に損害が生じた。

単なる雨水の吹き込みを原因とする
家財の損害は、補償の対象外とな
ります。

デパートでカバンを置き忘れ、 紛失してしまった。

※これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味して判定しておりますので詳しくは約款をご参照ください。

入居者の法律上の賠償責任

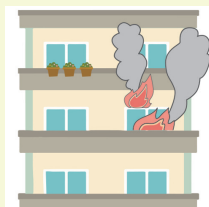


保険金をお支払いする主な例

洗濯機のホースが外れ、借戸室の床に損害を与えてしまった。^{注1}



火災を起こし、借戸室を焼失させてしまった。^{注1}



ガス爆発を起こし、借戸室に損害を与えてしまった。^{注1}



洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。^{注1}



ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせた。^{注1}

注1 法律上の賠償責任を負う場合は補償の対象となります。



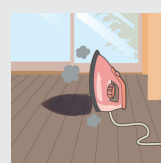
保険金をお支払いできない主な例

排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。

老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。

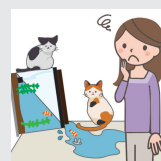
アイロンで、誤って床を焦がしてしまった。

火事に至らない焦損は、補償の対象外となります。



水槽を割ってしまい、借用個室の床に水濡れによる損害を与えてしまった。

給排水設備に生じた事故に伴う漏水ではない為、補償の対象外となります。



自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。

自動車事故による損害は、補償の対象外となります。



勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。

職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。

貸主様に対する賠償責任

第三者に対する賠償責任

※これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味して判定しておりますので詳しくは約款をご参照ください。

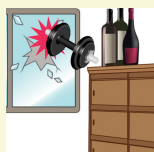
保険金のお支払い例

費用保険金等

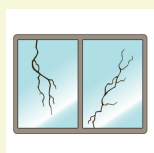


保険金をお支払い する主な例

誤って借戸室の窓ガラスを
割ってしまった。
[100万円限度]

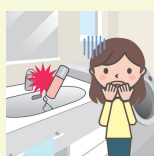


寒暖差による自然現象、または熱を原
因として、窓ガラスが破損した。
[100万円限度]



化粧ピンを落とし、洗面台を破損して
しまった。[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、浴槽を破損させてしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、便器を破損させてしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



凍結により、水道管や給湯器が破損
した。
[10万円限度]



部屋の鍵が盗難被害にあったため、
ドアロックを交換した。
[3万円限度]

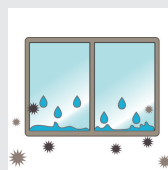


保険金をお支払い できない主な例

老朽化により、給湯器が故障して
しまった。

老朽化による設備の故障や汚れなど
は補償の対象外となります。

結露を原因とし
て、借戸室に
カビの損害が発
生した。



カビによる損害は
補償の対象外とな
ります。

外出先で鍵を紛失し、ドアロック
を交換した。

鍵の紛失は補償の対象外となります。

化粧ピンを落として、
床を破損させてしまった。

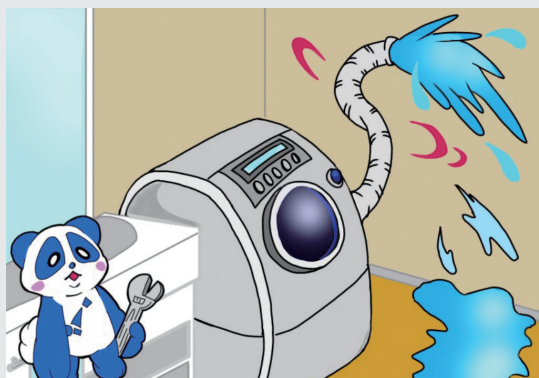
床や壁を誤って破損させてしまった
場合は、補償の対象外となります。

原因不明の水漏れが発生した為、
原因調査を業者に依頼した。

原因調査費用は、補償の対象外と
なります。

※これらは本保険金の概要をご理解いた
くためのお支払い例です。実際の保険金
お支払いの判定基準は複合的な要素も加
味して判定しておりますので詳しくは約
款をご参照ください。

事故を防ぐために ～身近な事故の予防事例～



【入居直後！】 洗濯機が最も危険！

洗濯機の取付はご自身で行わないことをお勧めします。

ホースの締めが弱い為にはずれてしまい、漏水する事故が多発しております。



お風呂のつまりに 要注意！

排水溝はこまめに清掃しましょう。髪の毛などのつまりを原因とする漏水事故が増えております。また、浴室などの水を大量に使用する場所からの水漏れは被害が甚大となる可能性があります。



キッチンの漏水に 要注意！

食器などの洗い物は放置せずに、片づけを行い、こまめに排水溝を清掃しましょう。

生ごみや洗い物をそのままにすることにより、流しが詰まり、漏水事故の原因となります。

事故を防ぐために ～身近な事故の予防事例～



洗面台の漏水に 要注意！

洗面台の水の出っぱなしに注意しましょう。排水溝をこまめに清掃することも大切です。蛇口の栓の締め忘れなどで水を出し続けることにより漏水事故が起きる原因となります。



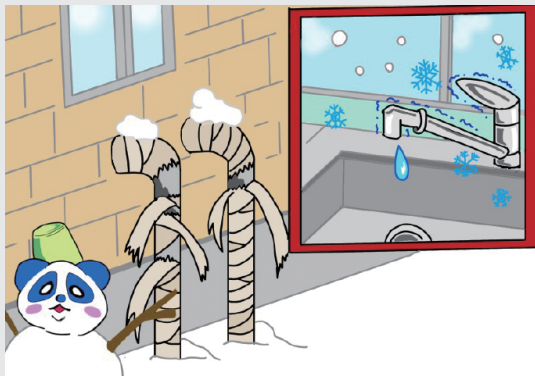
洗面台の破損に 要注意！

洗面ボウルは強い衝撃を受けると割れやすいです。洗面台の真上に硬くて重いものを置かないようにしましょう。化粧瓶や整髪料などの容器が落下することによる洗面ボウルの破損事故が増えております。



大雨のときは 要注意！

ベランダの排水溝をこまめに清掃しましょう。樹木が近くに隣接しているお部屋は特に注意が必要です。台風や大雨の際に排水溝が詰まり、漏水事故の原因となります。



寒波のときは 要注意！

お部屋に備え付けられている水道管を確認しましょう。保温材などが剥がれていると水道管凍結の原因となります。寒波の予報が出た際は「水抜き」を行うなど管理会社の指示に従ってください。

※凍結により、水道管が破裂し漏水事故が起きてしまうため注意が必要です。

もし、事故が起きてしまったら

事故が発生したら、速やかにご連絡ください。

以下の情報をご準備ください。

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）（受付時間：24時間・365日）

0800-300-9898

フリーコール

- ・証券番号など、入居者様情報
- ・事故日
- ・事故原因

事故連絡

入居者様



代理店様・管理会社様



事故受付



入電の内容を確認

事故担当から折り返し



事故が補償の対象となる旨、または対象外である旨のご連絡とご説明

事故対応

補償の対象となる 事故だった場合

- ・保険金の請求に必要な各種届出や書類等のご案内
- ・保険金請求書類の到着後、保険金支払いの審査
- ・保険金お支払い

ご契約の中途解約について

ご契約を中途解約される場合の流れ

物件を退去される前に、必ずお手続きください。

❶ ご注意ください

- 1 保険契約を解約されますと、解約日の翌日以降の事故については補償されません。
- 2 不動産会社・管理会社へのご連絡だけではお手続きは完了しません。
契約者ご自身による次の①、②どちらかのお手続きが必要です。
- 3 保険料返金（返戻金が発生する場合）は、この書類のご送付日に関わらず、解約日が属する月が到来してからの処理となります。
- 4 原則、**日付を遡っての解約はできません**。解約日以降に書類が到着した場合は、到着日が解約日となります。

① インターネットで解約する場合

下記の弊社ホームページよりお手続きください。

www.japan-insurance.jp

または、「ジャパン少額短期保険」でご検索ください。

法人契約は、インターネットでの解約はできません。
『②書面で解約する場合』の方法でお手続きください。



保険料返戻率表（二年一括払い版）

既経過月数	返戻率	既経過月数	返戻率
1ヶ月	保険料の85%	13ヶ月	保険料の41%
2ヶ月	保険料の81%	14ヶ月	保険料の37%
3ヶ月	保険料の78%	15ヶ月	保険料の33%
4ヶ月	保険料の74%	16ヶ月	保険料の30%
5ヶ月	保険料の70%	17ヶ月	保険料の26%
6ヶ月	保険料の67%	18ヶ月	保険料の22%
7ヶ月	保険料の63%	19ヶ月	保険料の19%
8ヶ月	保険料の59%	20ヶ月	保険料の15%
9ヶ月	保険料の56%	21ヶ月	保険料の11%
10ヶ月	保険料の52%	22ヶ月	保険料の7%
11ヶ月	保険料の48%	23ヶ月	保険料の4%
12ヶ月	保険料の44%	24ヶ月	保険料の0%

※1ヶ月に満たない場合は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。

※二年一括払い以外のお支払方法の場合、返戻率は約款をご確認ください。

※保険料月払いの場合は、解約返戻金は発生しません。

② 書面で解約する場合

退去日までに、右の用紙を切り取り、必要事項をご記入のうえ、下記の郵送先に封書にてお送りください。

※封筒・切手はお客様でご用意をお願いします。

郵送先

〒108-0073
東京都港区三田
三丁目5番19号
住友不動産
東京三田ガーデン
タワー 29 階

ジャパン少額短期
保険株式会社

解約受付 行



ジャパン少額短期保険株式会社 御中

解約請求書

ご退去される前に必ずお手続きをおねがいします。

※退去後に書類が到着した場合は、到着日が解約日となります。

証券番号														
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

現在発行済みの保険証券（または引受承諾証）または継続証は無効であることを確認します。

記入日	20	年	月	日
退去日 (解約日)	20	年	月	日
契約者名	法人契約の場合は役職名もご記入ください			

▼解約返戻金が発生する場合がありますので、契約者ご本人名義の振込先をご記入ください。

返戻保険料 振込先	銀行 金庫 組合										支店	種目	普通		当座			
	口座番号																	
	ゆう ちょ 銀行	1					0	※										
口座名義人 (契約者と 同一名義)	フリガナ																	

▼解約返戻金が発生する場合、「保険料返金のお知らせ」を送付致しますので、ご住所をご記入ください。

送付先 住所	〒															
電話	日中の連絡先をご記入ください															

記入事項のお忘れは
ありませんか？

- ☐ 証券番号は記入されていますか？
- ☐ 退去日に間違いはありませんか？
- ☐ 返戻保険料振込先の口座情報に
不備はありませんか？
- ☐ 契約者ご本人名義の振込先が
記入されていますか？
- ☐ ジャパン少額短期保険の商品の
ご解約でお間違いないですか？

間違った情報や記入漏れがあった場合は解約の
お手続きができません。解約返戻金のお支払い
等に影響がある場合がございますので、再度ご
確認をお願いいたします。



重要事項説明書

－ 契約情報 －

ご契約される前に、この「契約情報」を必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

詳細については約款（ホームページ<http://www.japan-insurance.jp>）をご覧ください。

なお、約款冊子が必要な方はジャパン少額短期保険株式会社（以下、「弊社」といいます）へご連絡ください。

また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。

お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

① 商品の仕組み

この保険は、弊社が引き受ける居住用賃貸住宅向けの家財保険・賠償責任保険（愛称名：「新すまいRoom保険A」）です。

家財保険は、火災をはじめとする様々な事故（偶然な事故）により、保険の対象となる方（以下、「被保険者」といいます）が居住する住宅（※）に収容された家財が損害を受けた場合に保険金等をお支払いします。また、賠償責任保険は火災等の事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。（※）以下、住宅とは、居住用賃貸住宅をいいます。

② 補償内容

「家財保険・賠償責任保険」の補償内容（1回の事故に対して支払う損害保険金等および賠償責任保険金の限度額は各々1,000万円です）は次のとおりです。

■保険の目的（補償されるもの）

保険の目的は、居住する住宅および住宅と同一の敷地内にある物置・車庫（施設等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります）に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」です。

■保険の目的のお支払保険金の基準について

保険の目的である家財の損害、および持ち出し家財の損害は再調達価額（※1）基準の実損害額でお支払いします。ただし、貴金属等は時価額（※2）基準になります。

※1・・・損害が生じた時および場所における家財と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

※2・・・再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■保険の目的に含まれないもの（補償されないもの）

以下のものは補償されない主なものです。

- ①自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます）。
- ②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
- ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- ④動物および植物等の生物。
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラムその他これらに準ずるもの。
- ⑦商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。等

損害保険金等をお支払いする主な場合

損害保険金・費用保険金等をお支払いする主な事故は次のとおりです。

(1) 損害保険金

- ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為等 ⑧家財の盗難 ⑨通貨の盗難 ⑩預貯金証書の盗難 ⑪いたずら ⑫水害

(2) 持ち出し家財保険金

(3) 費用保険金

- ①臨時費用保険金 ②修理費用保険金（※1） ③水道管等修理費用保険金 ④地震火災費用保険金 ⑤ドアロック交換費用保険金 ⑥ピッキング防止費用保険金 ⑦残存物清掃費用保険金 ⑧近隣見舞費用保険金 ⑨緊急避難費用保険金 ⑩洗面台交換費用保険金 ⑪ガラス交換費用保険金 ⑫便器交換費用保険金 ⑬浴槽交換費用保険金 ⑭遺品整理費用保険金（※1）

(4)その他

①損害防止費用

(※1)被保険者死亡による修理費用保険金および遺品整理費用保険金の請求権者は、被保険者の法定相続人となります。(法定相続人がいない場合は、修理費用保険金および遺品整理費用保険金のかわりに、賠償責任保険金を被害者が直接請求できる場合があります。詳細は約款をご覧ください)その他の保険金の請求権者は被保険者となります。

★損害保険金等をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては損害保険金等をお支払いできません。

- ①契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする親族の故意
- ③家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
- ④家財が屋外にある間に生じた盗難
※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
- ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波

賠償責任保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

- ①火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより住宅が損壊した場合で、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
- ②日本国内において、被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

★賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては賠償責任保険金をお支払いできません。

- ①契約者や被保険者の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ⑦被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑧被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 等

③ 主な特約とその概要

この保険でセットされる主な特約および概要につきましては約款の特約条項をご確認ください。

④ 保険期間

この保険の期間は、2年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の2年後の同一日付の前日の24時に終わります。

⑤ 保険責任期間の始期と終期

- (1)一括払の場合(クレジットカード払込、立替払委託契約の方法は除く)、および月払・年払団体集金の契約締結には、
①申込みの承諾、②保険料の払込み、が要件となり、保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と「お客様情報の確認」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。
- (2)クレジットカード払込の場合、速やかにその申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と「お客様情報の確認」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。
- (3)立替払委託契約の方法の場合の契約締結には、①申込みの承諾、②立替払委託契約の受託会社による承認番号および承認日時の提出を要件とし、受託会社の承認日時を保険料払込日とします。保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と「お客様情報の確認」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。

⑥ 保険料決定の仕組み

以下の「家財簡易評価表」を参考に、家財の評価額を算出し、プラン一覧から保険金額別プラン(保険金額は再調達価額で設定しております)をお決めください。家財簡易評価表に該当しない保険金額で保険契約をご希望の場合は、お客様ご自身が自己の家財の価額を算出し、保険金額および保険料をご決定ください。契約しようとしている保険料は「お客様情報の確認」画面にてご確認ください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額いっぱい設定してください。契約の際、保険金額が家財の評価額を超えており、契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、契約後に保険の目的価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

■家財簡易評価表

入居される方の世帯人数と世帯主の年齢が交差した欄の金額が家財の評価額となります。
6名以上または次の表に記載がない場合は、代理店または弊社にお問い合わせください。

【単位：万円】

	1名	2名		3名			4名			5名		
		大人1名 子供1名	大人2名 —	大人1名 子供2名	大人2名 子供1名	大人3名 —	大人1名 子供3名	大人2名 子供2名	大人3名 子供1名	大人1名 子供4名	大人2名 子供3名	大人3名 子供2名
～29歳	400万 ～	400万	400万	400万	500万	500万	500万	500万	600万	600万	600万	700万
		500万	500万	500万	600万	600万	600万	600万	700万	700万	700万	800万
			600万	600万	700万	700万	700万	700万	800万	800万	800万	900万
30～39歳		600万	600万	700万	700万	700万	700万	700万	800万	800万	800万	800万
700万		700万	800万	800万	800万	800万	800万	900万	900万	900万	900万	
800万		800万	900万	900万	900万	900万	900万	1,000万	1,000万	1,000万	800万	
40～49歳		800万										
900万		900万	900万	900万		900万						
1,000万		1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	
50歳～		900万	900万	900万								
1,000万		1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	

⑦ 保険料の払込方法

実際にお支払いいただく保険料は「お客様情報確認」画面をご覧ください。保険料の払込期日は次のとおりです。

払込方法	払込手段			払込期日	お支払保険料
一括払	クレジットカード払 その他	新規、継続	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料
年払	クレジットカード払 その他	新規、継続	初回保険料	保険始期日	年払保険料
			第2回目保険料	保険始期日の1年後の保険始期応当日	年払保険料
月払	クレジットカード払 その他	新規、継続	初回保険料	保険始期日	月払保険料1か月分
			第2回目以降の保険料	上記の1ヶ月後以降各月の保険始期応当日	月払保険料1か月分

保険料の払込方法・払込手段は、2年一括払（クレジットカード払込、その他）、年払（クレジットカード払込、その他）、月払（クレジットカード払込、その他）があります。2年一括払のその他とは、コンビニエンスストア払込、弊社銀行口座への直接払込、団体集金、立替払委託契約による方法をいいます。年払・月払のその他とは、団体集金、立替払委託契約による方法をいいます。

⑧ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 契約者のやむを得ない事情に限り、年払・月払団体集金による保険料の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末までとなります。
- ★ (2) 初回保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険始期日に遡って保険契約は、ご契約の（全部または一部の）効力をその時以降失うこと（以下、「失効」といいます）とし、保険金をお支払いしません。
- ★ (3) 第2回目以降の保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効とし、それ以降に生じた事故については保険金をお支払いしません。

⑨ 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

⑩ 解約返戻金

払込方法が2年一括払、年払の場合は保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。なお、払込方法が月払の場合、解約返戻金はありません。契約を解約する場合は、弊社または代理店へご連絡ください。手続きに必要な書類等をご案内します。
また、契約の保険期間のうち既経過であった期間に対して保険料を請求する場合があります。

お客さまへのお願い

被保険者が契約者と異なる契約を解約する場合、この書面の解約に関する事項を必ず被保険者にお伝えください。

12 クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

(1) 契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。ただし、次の契約等の場合、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

①営業または事業のための契約

②一般社団法人もしくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもの又は国もしくは地方公共団体が締結した契約

(2) クーリングオフをする場合は、クーリングオフの説明書を受領した日と保険契約申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に弊社宛に必ず郵送またはメールにて行ってください。ただし、すでに保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

(3) 郵送いただくハガキ、封書またはメールには、次の必要事項をご記入ください。

※契約を申込みれた代理店では、クーリングオフのお申出を受理することはできません。

必要事項

①契約をクーリングオフする旨の記載

②契約を申込みれた方の住所、氏名（法人名）、連絡先電話番号

③契約を申込みれた保険の内容として、申込年月日・保険商品名（家財保険・賠償責任保険）・証券番号

④契約を申込みれた代理店名

【郵送の場合の送付先】〒108-0073 東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

ジャパン少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

【メールの場合の送付先】cooling-off@japan-insurance.jp

13 被保険者について（範囲と制限）

★（1）範囲

家財保険、賠償責任保険の被保険者はこの保険における住宅に居住する、「お客様情報の確認」画面の 被保険者氏名欄に記載の方（以下、「記名被保険者」といいます）およびその方と同居する方（以下、「無記名被保険者」といいます）をいいます。なお、無記名被保険者とは①弊社の他の家財保険契約および賠償責任保険契約における記名被保険者ではないこと ②この家財保険および賠償責任保険における住宅を生活の本拠（※）とすること、の①②いずれにも該当する方をいいます。

（※）生活の本拠とは、主に生活をしている場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間居住する住宅を指します。

★（2）制限

被保険者には次の制限がありますのでご注意ください。

①家財保険、賠償責任保険契約の記名被保険者が、弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者となることはできません。

②弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の記名被保険者が、この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者となることはできません。

③この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者が保険の対象となる住宅に同居しなくなった場合、または保険の対象となる住宅を生活の本拠として居住しなくなった場合にはこの家財保険契約、賠償責任保険契約の被保険者の資格を喪失します。

★（3）同一の被保険者が弊社の他の家財保険または賠償責任保険に既に加入している場合は、お引き受けできません。

14 告知義務等

★（1）契約時に弊社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があります。告知した内容（「お客様情報の確認」画面の記載 内容）が事実と異なる場合には保険金をお支払いできないことや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項は以下のとおりです。

①契約者の氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③住宅の住所 ④住宅の用途 ⑤他の保険契約の有無

★（2）契約時に次のいずれかに該当する事実があったときは、ご契約のすべての効力が契約締結時から生じなかったものとして取扱うこと（以下、「無効」といいます）とします。

①契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事実がすでに発生していたことを知っていたとき。

②既に被保険者を同じくする弊社の他の家財保険契約および賠償責任保険があることが判明したとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。

③お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

15 通知義務など

- ★ (1) 契約後に次の変更等が生じる場合には、契約者または被保険者が遅滞なく弊社まで通知してください。
通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。
①住宅の用途を変更した場合 ②家財を譲渡した場合 ③家財を他の場所に移転した場合 ④家財を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合 ⑤被保険者が転居した場合（賠償責任保険） ⑥その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- ★ (2) お客様が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客様は遅滞なく、その旨を弊社まで通知してください。

16 特約の補償重複

- ★個人賠償責任保険の特約等の契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や、例えば自動車保険の日常生活賠償特約や傷害保険の個人賠償責任特約等の弊社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください（※）。
（※）1 契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

17 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

- (1) 万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。
また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。弊社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えています。ただし、弊社が破産手続き開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。お客様が解除しなかったときは、その保険契約は、破産開始決定の日から3ヶ月を経過した日に失効とします。
- ★ (2) 保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ★ (3) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

18 契約時および契約後にご注意いただきたいこと

- ★ (1) 弊社は少額短期保険業者のため、次の場合はお引き受けできません。
①保険期間が2年を超える場合 ②保険金額が家財保険で1,000万円を超える場合 ③保険金額が賠償責任保険で1,000万円を超える場合 ④1 保険契約者あたりの全ての被保険者の保険金額の合計額が家財保険で10億円、賠償責任保険で10億円を超える場合 ⑤地震保険法にもとづく地震保険の引受け
- ★ (2) 他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、弊社との保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、弊社との保険契約の支払限度額を限度とします。
- (3) 保険証券は契約後に弊社から郵送または電磁的方法で契約者にご案内します。
- (4) 弊社から契約者へご案内する手段として、SMSを利用する場合があります。

19 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1) 契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合があります。
- (2) 火災等の事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分しないでください。
- (3) 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず弊社に相談の上、示談交渉を行ってください。弊社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4) 被保険者等が保険金を請求する場合は弊社が求める次の書類をご提出いただきます。①保険金の請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- ★ (5) 法人等契約の被保険者に関する特約を付帯している場合等、無記名被保険者の保険金請求の場合には次の内容を確認させていただきます。
①記名被保険者と生活の本拠として同居しているかどうか
②契約者（法人等）に対し、被保険者がその法人の役員または使用人であること、および保険の対象となる住宅に居住しているかどうか
③無記名被保険者が弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の記名被保険者でないかどうか
※万が一無記名被保険者の重複契約が判明した場合には、弊社は普通保険約款に基づき、保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。保険契約が無効となった場合はその保険契約の保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (6) 保険金請求について時効(3年)がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル： 0800-300-9898（フリーコール） 【受付時間 24時間365日】

20 契約の更新（契約の継続）

- (1) 弊社は、この保険契約の満了する日の60日前までに契約者に継続案内書を郵送または電磁的方法により通知します。
- (2) この保険契約の満了する30日前までに、継続案内書の記載内容に変更がある場合は弊社に郵送または電磁的方法により通知してください。
- (3) この保険契約の満了する日の前日までに、契約者から保険契約を継続しない旨の申し出がない限り、この保険契約の満了日に、継続案内書に記載された契約内容で継続されるものとします。
- (4) 保険契約が継続された時は、弊社は継続証を発行します。
- ★(5) 弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。この場合は、継続案内書で予め契約者へお知らせします。
 - ①保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること
 - ②この保険商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には継続を引受けないことがあること

21 指定紛争解決機関について

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合、お客様は一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ（<https://www.shougakutanki.jp/>）をご覧ください。

22 個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

1. 個人情報の取得・利用

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

2. お客様に関する情報の利用目的について

お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の引受、管理
- ②適正な保険金の支払い
- ③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等

3. お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
- ③再保険の手続きをするために再保険会社（外国を含む）に提供する場合 等

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧ください。

お問合せ窓口 担当部署：弊社 サポートセンター 電話番号：0800-300-9888（フリーコール）

23 代理店の権限

弊社の取扱代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の媒介を行っており、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約の申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

保険料クレジットカード支払いに関する注意点

- ①私が支払うジャパン少額短期保険株式会社の保険料を私が指定するクレジットカード会社の会員規約に基づいて支払います。
- ②私から解約の申し出をしない限り、保険開始から2年後以降継続して前項と同様に支払います。
- ③私は、ジャパン少額短期保険株式会社に届け出たクレジットカードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、遅滞なくジャパン少額短期保険株式会社にその旨を連絡します。
- ④クレジットカードの紛失や変更等で、私の指定したクレジットカードの会員番号や有効期限が変更となった場合、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限がクレジットカード会社よりジャパン少額短期保険株式会社に通知されても異議なく保険料を支払います。
- ⑤私が指定したクレジットカード会社の会員資格を喪失した場合はもちろん、私の指定したクレジットカード会社の利用代金や年会費等の支払状況によっては、クレジットカード会社またはジャパン少額短期保険株式会社からクレジットカードでの保険料の支払い手続きを解除されても異議ありません。

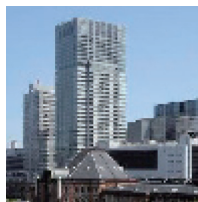
東京や大阪のハイランクホテルに
特別価格で宿泊できます！

保険契約者 専用ホームページ

 <http://www.bestrsv.com/bsp/jbr/>

サービス提供会社：株式会社ベストリザーブ

■ホテルの一例



ホテルメトロ
ポリタン丸の内
(東京)



リーガロイヤル
ホテル (大阪)

ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は・・・

●ご契約・異動／お問い合わせダイヤル（フリーコール）



0800-300-9888

もしも事故にあわれたら・・・

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）

（受付時間：24時間・365日）



0800-300-9898

●お問い合わせ



ジャパン少額短期保険株式会社

JBR Group

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

〒108-0073 東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

URL <http://www.japan-insurance.jp>

弊社はジャパンベストレスキューシステム株式会社のグループ会社です。

取扱代理店